

自動車々掌り部

○一、乗客歩合増額の件

車掌の乗客歩合を運轉手と同額にせられたし

理由 従来車掌運轉手に対する乗客歩合支給方法は甚だ

不合理にして車掌の職務視念を無視するものなり。車掌の

乗客に対する誠意不誠意は即時乗客運送能率上重大なる

影響をもちたらずありにして殊にその職務責上からも乗客歩合は決然運

轉手と同額に支給さるべきありなり。仍て即時実施せられたし。

○二、車掌附帯特間給與方法改正の件

車掌の附帯作業時間給を一時間支給されたし

理由 従来自動車々掌の附帯特間は二分給与され居りも電車々掌の如く

均一切符を取扱ひ其の平数も自動車の区間制切符と比較せば遙かに簡便なる

ものなるにもか、ばらばら、自動車々掌の附帯給与時間給が少きは甚だ合理的

ならず区間制に電券を水と一区計乗る電券を電券として取扱ふ等之

を一日三日以上ならぬ誤算等あり。それによする時間比恐らく一時間以上要す

るものあり仍て附帯時間給を一時間給与せられたし。

○三、車掌被服支給方法改正の件

車掌に外套を一年一着支給し、その着用制限を撤廃せられたし

服の下着も折襟に改正せられたし